概要版

第3次潮来市障害者計画
潮来市第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画

平成30年3月
潮 来 市

計画の趣旨と背景

本市では、平成24年3月に第2次潮来市障害者計画を策定後、平成27年3月に中間見直しを行いました。潮来市障害福祉計画については、制度に基づく3年ごとの見直しを行い、障がい者施策の推進に努めてきたところです。

この間、国においては、ノーマライゼーション(※)の理念のもと、障がいのある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けて、障がいのある人の自立と社会参加を推進する共生社会を目指した取り組みを講じてきました。

本市においても、こうした障がい者施策の動向等を踏まえながら、障がいのある人もない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを進めていきます。

今回、本計画の策定においては、「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画として、地域福祉の共通課題の解決に向けた取り組みを進めます。さらに、潮来市地域自立支援協議会を核として、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

※ノーマライゼーションとは、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

計画の期間

「第3次潮来市障害者計画」は、2018（平成30）年度～2023年度までの6か年を計画期間とします。また、中間年に見直しを行います。

「第5期潮来市障害福祉計画」は、2018（平成30）年度～2020年度までの3か年を計画期間とします。

「第1期潮来市障害児福祉計画」は、2018（平成30）年度～2020年度までの3か年を計画期間とします。

	2018年度（平成30）	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害者基本法	第3次潮来市障害者計画（6か年計画）					
障害者総合支援法	第5期障害福祉計画（3か年計画）			第6期障害福祉計画（3か年計画）		
児童福祉法	第1期障害児福祉計画（3か年計画）			第2期障害児福祉計画（3か年計画）		

基本理念

本計画の上位計画となる「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域共生社会に則して、予防的福祉、「我が事」の人づくり、「丸ごと」の連携づくりを推進し、だれもが生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる『福祉先進都市』の実現を目指しています。

この方針を踏まえ、「第3次潮来市障害者計画 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」では、『ともに生きる社会づくり』を基本理念として定め、障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を図ります。

施策体系

基本目標1 お互いを尊重する社会づくり

障がいのある人もない人もお互いを尊重し、ともに生きる社会を推進します。

そのため、障がいに対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域と連携した福祉活動や福祉教育の推進、コミュニケーションの充実に努めます。

❶障がいに対する理解の促進

（1）差別の解消・啓発活動の推進
（2）地域福祉活動の推進

❷情報提供・コミュニケーションの充実

（1）情報提供の推進
（2）制度・サービス内容の周知

基本目標2 自分らしく生きる社会づくり

障がいのある人が必要な福祉サービスを利用し、自分らしく生きる社会を推進します。

そのため、福祉サービス利用等に関する相談支援の充実とともに、必要な人に必要なサービスが確実に提供される体制の整備に努めます。

❶相談支援体制の強化

（1）多様な相談に応じる体制の整備
（2）権利擁護の推進
（3）虐待の防止

❷生活支援の充実

（1）在宅サービスの充実
（2）日中活動の場の充実
（3）住まいの確保
（4）経済的な支援

❸保健・医療体制の充実

（1）保健事業の充実
（2）医療機関との連携

基本目標3 自分らしさを広げる社会づくり

障がいの状態に応じて自分の能力を発揮し、自分の可能性を広げられる社会を推進します。

そのため、障がいのある人の雇用・就労支援とともに、保育・療育、教育環境の充実、社会参加の促進に努めます。

❶ 就労機会の充実

（1）雇用・就労機会の促進
（2）工賃向上の推進

❷ 保育・療育、教育環境の充実

（1）障がいのある児童の保育・療育
（2）学校教育の充実

❸ 社会参加の促進

（1）社会参加・交流機会の拡大
（2）スポーツ・文化活動の充実

基本目標4 安心・安全に暮らせる社会づくり

だれもが生命を脅かされずに安全で安心して暮らせる社会を推進します。

そのため、生活環境の整備とともに、災害に備えた防災対策の充実、交通安全・防犯対策の充実に努めます。

❶ 生活環境の整備

（1）福祉のまちづくりの推進
（2）行政サービスにおける配慮

❷ 安心・安全な暮らしの確保

（1）防災対策の充実
（2）交通安全・防犯対策の充実

第5期障害福祉計画の基本方針

訪問系サービス、日中活動系サービスの保障	●訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）、日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の充実を図ります。
グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	●居住の場としてグループホーム（共同生活援助）を確保するとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の充実を図ります。 ●地域生活支援の機能をさらに強化するため、障害福祉サービス提供事業所と連携して、地域生活支援拠点の整備を図ります。
福祉施設から一般就労への移行	●就労移行支援事業及び就労定着支援事業等により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。
相談支援体制の構築	●基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の構築を図ります。 ●相談支援を行う人材の育成支援、専門的な指導や助言、サービス提供体制を把握し、特定相談支援事業所の確保を図ります。
地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	●福祉施設や精神科病院等からの地域生活への移行を支援するため、地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保します。 ●住み慣れた地域で生活が継続できるよう、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。
協議会（協議の場）の設置	●精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、居住支援等の地域課題に対応するため、当事者団体・家族会、障害福祉サービス提供事業所、障がい者等の福祉、医療、教育または雇用等の関係者により構成される潮来市地域自立支援協議会等を活用した協議の場の設置を図ります。

成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

区　分	2020年度	考え方
地域生活移行者数	5人以上	2016（平成28）年度末の施設入所者数47人の9%以上とします。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区　分	2020年度	考え方
協議の場	設置する	地域移行支援部会を設置するなど、潮来市地域自立支援協議会等を活用します。

（3）地域生活支援拠点の面的整備

区　分	2020年度	考え方
地域生活支援拠点	整備する	障害福祉サービス提供事業所と連携して整備していきます。

（4）福祉施設から一般就労への移行

区　分	2020年度	考え方
一般就労への移行者数	3人以上	2016（平成28）年度実績の一般就労への移行者数2人の1.5倍以上とします。
就労移行支援事業利用者数	10人以上	2016（平成28）年度末実績の就労移行支援事業利用者数8人の2割以上の増加とします。

第1期障害児福祉計画の基本方針

地域支援体制の構築	●児童発達支援センター、短期入所の実施体制、障害児通所支援事業所等の専門性の向上、障害福祉サービスへの円滑な利用の移行により、地域支援体制の構築を図ります。
保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	●社会福祉課をはじめ、かすみ保健福祉センター、子育て支援課、学校教育課など庁内の保健・福祉、教育部局との連携や保健所、障害福祉サービス提供事業所等との連携により、保育、保健医療、教育、就労支援等の充実を図ります。
地域社会への参加・包容の推進	●保育所等訪問支援を活用し、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後学童クラブ、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援体制を構築し、地域社会への参加・包容の推進を図ります。
特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	●重症心身障がい児、医療的ケア児、高次脳機能障がい、虐待を受けた障がい児など、特別な支援が必要な障がい児に対する協議の場を設置し、支援体制の整備を図ります。
障害児相談支援の提供体制の確保	●早期の段階からの継続的な相談支援及び質の確保・向上により、障害児相談支援の提供体制の確保を図ります。

成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援

区　分	2020年度	考え方
児童発達支援センター	設置する	広域における設置を含みます。
保育所等訪問支援	体制を構築する	利用体制を構築します。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等の確保

区　分	2020年度	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所以上	広域における設置を含みます。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所以上	広域における設置を含みます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

区　分	2020年度	考え方
協議の場	設置する	広域における設置を含みます。

計画の推進にあたっては、各施策、障害福祉サービス等の年度ごとの進捗状況を把握し、地域自立支援協議会への報告並びに対応策を検討していきます。

総合相談支援体制の整備に向けた取り組み

高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケースが発生しています。複合化・複雑化している福祉課題に対しては、決して“がまんをさせない”“手遅れにさせない”“あきらめさせない”ことが大切であり、そのためには多職種が連携して総合コーディネートを行い、チームとして包括的・総合的な相談支援を行える体制づくりが必要です。

そのため、本市においては、相談ごとを丸ごと受け止める場所『福祉・保健拠点』を整備し、市民の身近な地域において、解決を試みることができる体制を構築していきます。

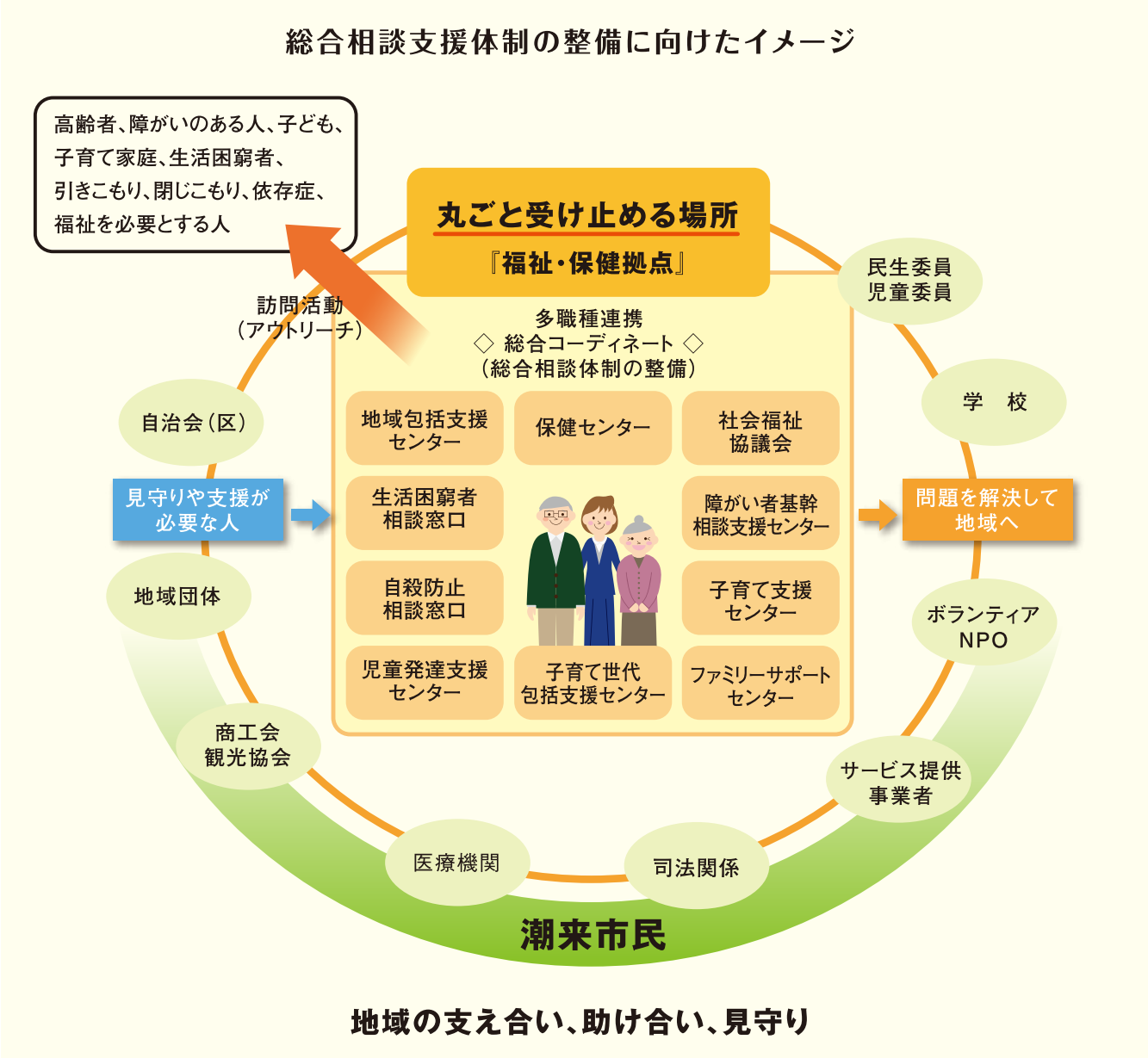

第3次潮来市障害者計画　潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画【概要版】
発　行　日／平成30年3月
発行・編集／潮来市 市民福祉部 社会福祉課 茨城県潮来市辻626 電話0299（63）1111（代表）